

中小企業の共同開発

草の根レベルで活発に

公的助成に頼らず推進 下請け脱皮狙う

深刻な受注不振をはねのけようと、中小企業の間で新しい商品を開発する動きが活発化してきた。お互いの知恵や技術を出し合い、大手の下請け事業から脱皮しようという狙い。最近では公的助成制度に頼らない、いわば「草の根」レベルの共同開発が目立つ。長期化する不況の中で、下請けからの自立を目指す機運が一段と高まっていることがうかがわれる。

東京の下請け企業経営者ら約五十人で組織する「アイデア工房」は八七年の発足以来、さまざまな金型製造装置を商品化している。金型関連装置メーカーの新興セルビック(東京)を中心にアイデアを交換しあい、新製品が完成すると、売り上げの

融合化法の認定を受けた協組の数と補助金の交付を受けた協組数

	88年度	89	90	91	92	93 (予想)
認定組合数	56	50	44	50	38	28
交付組合数	43	71	92	91	90	75

一部を工房の運営費や発案者に回す仕組みで、将来は社団法人化する計画を進めている。同様な試みは各地でも活発だ。東京・大田区の異業種交流会 R A F は外部から機械技術の専門家を招くことで「老人介護向け床面昇降器」を開発。京

都では清水焼などの伝統産業十

社が今年「協同組合和座百景」を組織し、新和風の伝統工芸品を開発に乗り出した。

また、草の根パソコン通信ネットワークを運営している東京 BBS (東京) は同ネットを使って中小企業七社の異業種交流グループ「アクト」(小泉義仁代表)を組織、このほど通信速度を高めるボードの商品化に成功した。

「販路の確保など販売面での支援措置が不足している」との声が多いため、最近では企業が独自に資金調達し共同開発に乗り出す動きが目立つ。技術融合と開発コストの負担軽減を両立できる共同開発の利点は大きいだけに、融合化法関連施策の一層の充実を求められている。

半面、公的助成制度による共同開発は伸び悩み気味。通産省・中小企業庁は八八年、中小企業の共同開発を支援するため、「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」(融合化法)を施行。事業化計画の審

査をパスした「認定協組」に対し年間約二千万円の補助金を交付しているが、認定協組数は九三年三月末まで合計二百三十八組合。共同開発が具体化し補助金の交付を受けた協組は年間九十件程度で、九三年度は七十件程度にとまるとみられている。